

相模原市教育振興計画の策定について

1 相模原市教育振興計画策定経過

- 平成18年10月 相模原市教育振興計画策定委員会設置
 <構成員(22名)>
 学識経験者、産業界、青年団、自治会、公私立学校、公民館、
 スポーツ団体、市民、市職員(企画財政局長、教育局長) 等
 <開催状況(～平成22年1月)>
 策定委員会 7回 報告書作成小委員会 8回 計15回
- 平成19年 8月 骨子案の市民意見募集
 教育フォーラムの開催(8月、9月)
- 平成21年 8月 局経営会議
 政策調整会議
 社会教育委員会議への説明
 10月 スポーツ振興審議会への説明
 パブリックコメントの実施
 教育フォーラムの開催
- 平成22年 1月 相模原市教育振興計画策定委員会より計画(案)報告書受理
 (予定) 2月 政策会議
 教育委員会定例会 → 策定

2 パブリックコメント実施結果について

(1) パブリックコメント実施期間

平成21年10月19日～11月17日

(2) 意見提出者及び意見数

意見提出者数 6人

意見数 62件

(3) 意見内訳

計画全体に関する事 1件

学校教育に関する事 41件

生涯学習・社会教育に関する事 17件

家庭・地域の教育に関する事 1件

その他 2件

(4) 結果

計画(案)への反映はなし

3 相模原市教育振興計画の概要

(1) 計画の性格

- 新規・任意計画

但し、教育基本法第17条第2項（努力義務規定）に規定する教育の振興のための基本的な計画に対応

(2) 本市における計画の位置づけ

- 市の新しい総合計画における部門別計画
- 教育部門における中心的な計画

● 新・相模原市総合計画（H22～31年度）

└─ ○相模原市教育振興計画（H22～31年度）

- ├─ ・さがみはら 未来をひらく 学びプラン（H20～31）
- ├─ ・相模原市支援教育推進プラン（H18～22）
- ├─ ・相模原市スポーツ振興計画（H16～25）
- ├─ ・相模原市図書館基本計画（H22～31）
- └─ ・博物館ネットワーク計画（H21～31）

※相模原市次世代育成支援行動計画、幼稚園教育振興プログラム 等との連携

(3) 計画の特徴

- 教育における 中心的な計画
- 「人が財産（たから）」の理念の明確化

⇒ 「さがみはら教育」の継承と更なる充実

4 相模原市教育振興計画の内容

<理 念>

- ◇人が財産（たから）

<めざす人間像>

- ◇家族や郷土を愛し 広く世界に目を向け 自ら学び 心豊かに生きる人

<基本目標>

- ◇広く世界に目を向け、自ら学び、ともに心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。
- ◇市民が生涯にわたり学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します。
- ◇家族や郷土を愛し、ともに心豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます。

<基本方針（さがみはら教育のめざす姿、主な施策、主な事業、成果指標）>

- ◇分野別（学校教育、生涯学習・社会教育、家庭・地域の教育）に12の方針
- ◇教育に係る施策を総合的、一体的に示すため、市長部局の関連施策等を掲載

<重点プロジェクト>

- ◇新・相模原市総合計画にける教育関係重点プロジェクトを、本計画における重点プロジェクトとして位置付け

- 小・中学校連携事業
- 体験学習推進事業
- 学校と地域の協働推進事業
- 中学校完全給食推進事業
- スポーツ振興によるまちづくり事業

<評価と進行管理>

- ◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により毎年実施する、教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を活用

<相模原市教育振興計画 基本方針等一覧>

【学校教育に関する基本方針等】

基本方針1 社会の変化を踏まえ、生きる力を育む学校教育を推進します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*子どもたちは、「よりよく生きたい」との意欲を持ちながら、夢や希望に満ちた学校生活を送っています。

*子どもたちには、「もっと学びたい」、「もっと知りたい」という気持ちが溢れています。

(主な施策)

- 幼稚園教育の促進 ○就学前教育と小学校の連携 ○少人数指導・少人数学級等の推進
- 確かな学力の向上への取組み ○子どもを主体にした教育活動の推進 ○情報教育の推進
- 体験学習の推進 ○体系的なキャリア教育の充実 ○学校体育や保健指導、食育の推進
- 伝統文化の学習・継承の推進 ○郷土を学ぶ活動の推進 ○国際教育の推進
- 人権教育の推進 ○児童・生徒指導の充実 ○学びの連続性を大切にした教育の推進

(成果指標)

- | | |
|---------------------------|---------------|
| 1 学校を楽しんでいると感じる児童・生徒の割合 | 90% → 92% |
| 2 授業がわかりやすいと感じている児童・生徒の割合 | 80.5% → 82.5% |
| 3 体験学習をして良かったと感じる児童・生徒の割合 | 70% → 80% |

基本方針2 支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組みを充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*子どもたちはみんな、楽しく、いきいきと学んでいます。

(主な施策)

- 統合保育の促進 ○校内支援体制の構築 ○地域、専門機関等との連携の推進
- 外国人の子ども等への対応の充実 ○教職員研修の充実 ○青少年・教育相談の充実
- 相談指導教室の充実 ○支援を必要とする子どもの安全への取組みの充実
- いじめ、不登校や非行等への対応の充実
- 不登校児童・生徒等に対する通学区域の弾力化等の研究 ○学校間の交流・連携の推進

(成果指標)

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| 1 相談指導教室の通級により、学校復帰、進学、就職等をした児童・生徒の割合 | 82.4% → 87% |
| 2 学校を楽しんでいると感じる児童・生徒の割合 | 90% → 92% |

基本方針3 学校教育の充実に向けた人材の確保と育成を進めます。

(さがみはら教育のめざす姿)

*優れた資質を持った教職員が、子どもたちを育んでいます。

*教職員は、保護者や市民から信頼されています。

(主な施策)

- 人材確保・育成の推進 ○教職員研究・研修の充実 ○校内研究・研修の充実
- 授業支援のための人員の配置 ○学校や教職員への支援の充実 ○地域人材活用の推進

(成果指標)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 研修の成果を教育活動に生かそうとする教師の割合 | 95.7% → 100% |
| 2 教職員1人当たりの研修参加回数 | 3.5回 → 4回 |

基本方針4 子どもの学びを支える学校教育環境を整備・充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *子どもたちは、快適な学校でのびのびと学び、運動しています。
- *安全で安心な給食を食べ、子どもたちは健やかに成長しています。
- *子どもたちは、充実した教育環境のなかで、豊かな体験学習をしています。

(主な施策)

- 安全で快適な施設・設備の整備
- 多様な教育への対応
- 子どもの安全対策の充実
- 情報活用環境及び機器の整備
- 学校給食の充実
- 体験学習施設の整備・充実
- 学校の通学区域等の検討

(成果指標)

- | | | | |
|----------------------|-------|---|---------------|
| 1 学校トイレの改修箇所 | 351箇所 | → | 779箇所 |
| 2 中学校における完全給食実施校の割合 | 18.9% | → | 100% |
| 3 ふるさと自然体験教室の活動協力者の数 | 30人 | → | 45人 (H21→H31) |

基本方針5 地域に根ざした特色ある学校運営をめざします。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *学校と家庭、地域が一体となった教育活動が展開されています。

(主な施策)

- 開かれた学校づくりの推進
- 学校評価の推進
- 地域教育資源の活用
- 施設開放と学社連携の推進
- 学校運営の弾力化等の研究

(成果指標)

- | | | | |
|--------------------------------------|-----|---|------|
| 1 地域、保護者による学校支援ボランティアを活用している小・中学校の割合 | 79% | → | 100% |
|--------------------------------------|-----|---|------|

【生涯学習・社会教育に関する基本方針等】

基本方針6 多様化する学習ニーズに対応した生涯学習・社会教育の機会や施設を充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *市民は、いつでもどこでも、学びたいことを学んでいます。
- *市民は、いきいきと学び、心豊かに毎日を送っています。

(主な施策)

- 多様な学習ニーズへの対応
- 人権、国際理解、平和に関する学習機会の充実
- 施設の特徴を生かした学習機会づくり
- 生涯学習・社会教育関連施設の計画的な整備
- 企業・学校等の施設活用の促進
- 市民主体の施設運営の推進
- 生涯学習・社会教育関連施設等のネットワーク化の推進

(成果指標)

- | | | | |
|-------------------|----------|---|----------|
| 1 公民館の施設利用率 | 66.5% | → | 67.5% |
| 2 市民1人当たりの図書の貸出冊数 | 4.8冊 | → | 5.3冊 |
| 3 博物館入館者数 | 128,124人 | → | 135,000人 |

基本方針7 市民主体の生涯学習・社会教育活動を支援します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *市民が、学んだことを教えあっています。
- *市民は、学びをとおして特色ある地域づくりを進めています。

(主な施策)

- 相談体制の拡充 ○体験・交流活動の促進 ○循環型の学習活動の仕組みづくり
- 多様な機関との連携 ○学習成果の活用の仕組みづくり ○指導者等の養成
- 地域の学習支援ネットワークの形成 ○市民と行政による協働事業の推進

(成果指標)

- 1 公民館における発表・展示及びつどいの開催回数 321件 → 340件
- 2 生涯学習まちかど講座の実施件数 119件 → 135件

基本方針8 スポーツ・レクリエーション活動を支援し、施設を充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *スポーツに親しむ環境が整備されています。
- *市民がスポーツを定期的に楽しんでいます。

(主な施策)

- 市民のスポーツ・レクリエーション機会の充実 ○総合型地域スポーツクラブの育成支援
- 健康づくり活動等との連携 ○スポーツ活動団体等への支援 ○指導者の派遣の充実
- スポーツ活動・施設の広報活動の充実 ○既存施設の活用
- スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

(成果指標)

- 1 スポーツを定期的に行う市民の割合 52.1% → 58.7%
- 2 スポーツ施設の利用者数 3,830,678人 → 4,320,000人

基本方針9 市民との協働による文化財の保存と活用を進めます。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *市民は文化財に親しみ、文化財を生活に生かしています。

(主な施策)

- 文化財の保存の推進 ○民俗芸能の継承者の育成 ○文化財の調査研究と情報発信の充実
- 学習機会の充実 ○博物館ネットワークの構築 ○文化財関連施設の整備・充実

(成果指標)

- 1 文化財普及活動へのボランティア参加者数 375人 → 700人
- 2 文化財の指定・登録件数 136件 → 180件

【家庭・地域の教育に関する基本方針等】

基本方針10 子どもの健やかな成長を支える家庭教育力の向上を促進します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*市民は、子育てについて学び、交流しています。

(主な施策)

○親子のふれあいの充実 ○学習機会や情報提供の充実 ○相談体制の充実

○子育て支援の充実 ○地域に開かれた幼稚園づくりの促進 ○家庭教育や子育てへの支援

(成果指標)

- 1 公民館の家庭教育・子育て学習講座の参加者数 463人 → 1,000人
- 2 子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合 88.4% → 90%

基本方針11 地域全体で子どもを見守り、育てる活動を支援します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*市民には「地域で子どもを育てる」という意識が根付いています。

(主な施策)

○地域力の活用 ○子どもの居場所づくりの充実 ○指導者等の養成 ○青少年活動の推進

(成果指標)

- 1 地域の子どもへの育成活動に参加した市民の割合 17.8% → 19.8%
- 2 地域、保護者による学校支援ボランティアを活用している小・中学校の割合 79% → 100%

基本方針12 郷土を学び、郷土に親しむ活動を促進します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*市民は、郷土相模原の歴史や文化に親しんでいます。

(主な施策)

○体験・学習機会の充実 ○地域文化の振興 ○情報発信の充実

(成果指標)

- 1 古民家園及び史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）の入館者数 38,795人 → 110,000人

※史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）は、平成21年度開館のため、現状値は、古民家園のみ。

相模原市教育振興計画（案）
に対する意見と市の考え方

<意見募集期間>

平成21年10月19日（月）～11月17日（火）

<意見提出者数>

6人

<意見数>

62件

1 計画全体について

通番	計画（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
1	「人が財産（たから）」については、財産権が国民の権利であるからといって人が売買対象であってはならないのであり、法の下での平等という考え方も重要。	1	「人が財産（たから）」とは、市民に受け継がれてきたフロンティア精神と、市民相互の融和と協力により発展してきた本市において、“人”が等しく尊い存在であり、一人ひとりが備える英知や可能性は、個々の幸せや、豊かな市民生活が営まれる上でかけがえのない“たから”である、との思いを込めた言葉です。

2 学校教育について

通番	計画（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
2	「相模原で学んでよかった」、「相模原でもっと学びたい」については、相模原市のために子どもたちが学んでいるのではなく、国民主権という考え方も重要。	1	ご意見のとおり、学校教育の主役は”子どもたち”です。 子どもたちが「相模原市で学んでよかった」「相模原市でもっと学びたい」と思えるような学校教育の推進に努めていきたいと考えています。
3	「日本人の誇り」を持った人間の育成について。 躰といってもよい礼儀作法・忍耐・勇気・恥等を基本とした日本の文化を身につけさせ、日本人の誇りを持った人間を育成するべき。戦後の教育は自分の国の否定に重点をおいた植民地型教育になってしまった。自分の国を誇りに思わない民族では他国民の信頼を得る事は出来ない。	1	この計画では、めざす人間像として「家族や郷土を愛し 広く世界に目を向け自ら学び 心豊かに生きる人」を掲げております。 ご意見も参考にし、今後、この人間像の実現に向けた教育活動を行っていきます。

4	<p>言葉はその国の文化の基礎となるもの。テレビ・携帯等の普及により、きたない日本語が広がっている。小学校で英語を教える時間があれば正しい日本語の会話を教えるべき。</p>	1	<p>小学校の段階で正しい日本語を身に付け、使えるようになることは大変重要なことです。</p> <p>国語科では日本語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で活用できる国語の能力を身に付けられるよう発達段階に応じて学習内容を構成しています。</p> <p>引き続き、子どもたちが正しい日本語を身に付けられるよう、学校教育活動を推進していきます。</p>
5	<p>風っ子展でさがみはらの伝統産業の組紐を使った工芸をみんなでつくる、というのはどうか。地元の文化を学べる・郷土愛を育めると思う。</p>	1	<p>毎年、造形さがみ風っ子展では、造形コーナーを設置しています。今後、地域の方のご協力をいただきながら、伝統文化を学ぶことも視野に入れつつ、造形コーナーの充実に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、各学校においても、地域の伝統文化に携わる方々の体験から子どもたちが伝統文化を学ぶことができるよう、引き続き、支援していきたいと考えています。</p>
6	<p>運動会でみんなで舞えるような能楽を覚える、というのはどうか。既に市内在住の能楽の先生が一部児童には教えているが、もう少し拡大できないか。世界遺産に認められた能という文化を、相模原の子どもたちが身につけたら素晴らしいと思う。</p>	1	<p>小学校の新学習指導要領では「昔の人のものの見方や感じ方を知ること」という内容が示されています。</p> <p>今後、子どもたちの伝統文化への興味、関心が更に深まるよう、学習を工夫していきたいと考えています。</p>
7	<p>愛国心を増進する教育を行うべき。</p>	1	<p>この計画では、めざす人間像として「家族や郷土を愛し 広く世界に目を向け自ら学び 心豊かに生きる人」を掲げております。</p> <p>ご意見も参考にし、今後、この人間像の実現に向けた教育活動を行っていきます。</p>

8	過激な性教育は不健全であるので、程度をわきまえたものにすべき。	1	性教育は、人格の完成と豊かな人間形成に向けて、子どもたちが生命尊重、人間尊重の精神に基づき、男女相互の望ましい人間関係を築くことができるようにすることを目標として実施されます。 各学校においては、教育的効果のある内容を、発達段階に応じて指導しています。
9	人権教育においては、特定の団体の主張に沿わない中立・公平なものを希望する。また、小学校高学年以上には、えせ同和問題など弱者を装った利権問題なども取りあげ、人権は他者の人権を侵害してはならないことを重点的に教育すべき。	1	人権教育では、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学ぶとともに、人間尊重の精神を共感的に受け止めることができるような感性を育むことが重要であると捉えています。 引き続き、子どもたちが正しい人権感覚を身に付けられるような教育活動を推進していきます。
10	児童・生徒への教員の配分は大多数を占める普通学級への優先配分を希望する。	1	教員は、神奈川県定める学級編制基準に基づき配置しています。 この基準では、普通学級の同学年児童・生徒で編制する場合においては、40人に1学級で1人の担任を、また、特別支援学級は1学級の児童・生徒数が8人以内の場合1人、8人を超える場合2人の担任を配置することとなっております。
11	周りへの過度の負担をかけ、相互理解どころか逆の効果をもたらす安易な障害児の普通学級への受け入れ反対。	1	子どもたちは様々な人と出会い、共に学ぶことでお互いを理解し合い、支え合うことができるものと考えています。
12	未来の日本を担う人材育成のために理数系科目と政治経済系科目への重点配分を。	1	義務教育の役割は、共通に身に付けるべき基礎・基本を習得させた上で、児童・生徒が各自の興味・関心、能力・適性、進路等に応じて選択した分野の基礎的能力を習得し、将来の学習や職業・社会生活の基盤を形成することと認識しています。 今後とも、未来を担う人材の育成のため、義務教育での役割を十分果たせるよう努めていきます。
13	教職員団体による過度の学校現場への介入を阻止してほしい。	1	各学校では、相模原市公立学校教育目標に基づき地域の実情にあった教育活動を実施しています。

1 4	「確かな学力」及び「健康と体力」は、科学的に測定可能な能力であるかのように言われるが、学力や体力を偏差値などで比較するのではなく、何を単位にするかという考え方も重要。	1	「確かな学力」及び「健康と体力」の状況は、習得した知識・技能の量や程度のみで表すことができないものであることから、学習や運動に取り組む意欲や思考力などの複数の観点別目標に照らして、子どもたち一人ひとりの学習の到達状況を評価することが大切であると考えています。
1 5	学びの連続性を大切にした教育の推進については、学校の修業年限が長くなる程、校長への依存心が高まり、児童・生徒が校長に評価されたいと思うあまり、本人の自立が遅れる。	1	児童・生徒の発達段階や成長に即して、義務教育の9年間で一貫性のある教育を実施し、連続した学びの中で、学力向上はもとより自立心と豊かな人間性を備えた児童・生徒の育成にあたることができると考えます。 このことによって児童・生徒のそれぞれの能力や適性を自らが発見し成長させる機会を、よりふさわしい形や時期に提供することが可能となるものと考えます。
1 6	情報教育の推進では、児童・生徒の情報モラルの意識向上のみならず、出会い系サイト規制法に定める保護者及び地方公共団体の責務を果たすという考え方も重要。 ※出会い系サイト規制法 ＝インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	1	本市では、出会い系サイト規制法に定める地方公共団体としての責務を果たすため、学校裏サイト等の検索を実施し、その結果を「ネットパトロールだより」として各学校や市民に公開しています。 また、保護者等への啓発活動として、PTA 向け研修会や市民向け講座を実施しています。 引き続き、これらの取組みの充実に努めていきたいと考えています。
1 7	「体験学習をして良かったと感じる児童・生徒の割合」については、日本国憲法第20条第2項に「行事に参加することを強制されない」とあり、体験学習は参加が自由であるという考え方も重要。	1	体験学習は、教育課程の中に位置付けられたものであり、教科指導における学習形態の一つです。 体験学習は、児童・生徒の学習への意欲を喚起させるもので、決して強制的に取り組ませるものではないと考えています。
1 8	人権教育の推進については、子どもの権利条約などに定める権利が子ども自身にあるので、自分自身で主張しなければ誰も相手にしないという考え方も重要。	1	子どもたちの人権を守ることは大人の責務だと考えています。同時に、子どもたちが「子どもの権利条約」の内容を学習し、自分の権利を正しく理解するとともに、まわりの人の権利も大切にする人間となるよう、人権教育を推進していきます。

19	部活動未加入の中学生はまるで正規の学生ではないかのようにであり、たとえ不登校であっても法の下に平等なのだという考え方も重要。	1	ご意見のとおり、生徒は全て法の下に平等であると考えています。 なお、部活動への加入については、任意であり、生徒の自主的、自発的な参加を基本としています。
20	中学生職場体験は職場における地位を相手から奪う結果になるので、自ら起業する知恵を学ぶという考え方も重要。	1	中学生の職場体験は、働くことを体験し、実際に働く大人の姿を見たり、話を聞くことで、自らの勤労観や職業観を育むものと考えています。
21	「伝統文化の学習・継承の推進」については、「郷土を学ぶ活動の推進」と重複していることから、あえて科学教育を除外しているのだと考える。	1	新学習指導要領の中では、「理数教育の充実」と「伝統や文化に関する教育の充実」が謳われています。 この計画においては、これらの取組みは基本方針1に包含しており、郷土の伝統や文化を学ぶ学習や科学教育などをバランスよく進めていきます。
22	「国際教育の推進」については、高等学校の修学旅行先に中国・韓国が増加していることから、アジアの中の日本という考え方も重要。	1	社会や経済のグローバル化が急速に進んでいる現代社会では、地球規模の諸問題の解決に向けて、国際社会全体が一致して取り組む必要があります。 その中では、世界の中の日本という視点を持ち、国際社会の一員としての責任を自覚し、積極的に参画し貢献することが重要となります。
23	「子どもの学習意欲の低下や、学習習慣が身につけていない」ことに対する施策がない。 学習以前に、まず席にじっと座れない児童も多く問題となっているが、施策として「朝の読書」(アサドク)を取り入れて欲しい。 全国学力テストの上位の県とアサドクの普及率には、相関が見られる。 これを小学校・中学校で義務付け、幼稚園・保育園の年長児にも普及させていくことで、学習習慣が身につけてくると思う。	1	学習意欲の向上に向け、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな学習指導を実現するため、少人数指導・少人数学級等を推進し、指導方法の改善に努めています。 また、市内でも朝読書を実施している学校は多くございますが、朝の時間の活用に関しては、算数・数学の基礎基本の定着やスピーチを取り入れている学校等、各学校の実情に応じた取組みを行っています。

24	<p>「確かな学力の向上」について、「基礎・基本の習得」とあるが、大いに賛成。基礎・基本の習得は、反復練習につけると考える。</p> <p>また、どの教科を学ぶにも、ベースになるのは国語力。文章の読解力や、説明力である。そのためにも、国語の学習には力を入れて欲しい。</p> <p>「読書」の他に「暗唱」なども効果があると考ええる。</p>	1	<p>言語教育の基幹教科としての国語教育は重要と考えています。</p> <p>いただきましたご意見も参考に、引き続き、創意・工夫ある教育活動を展開し、子どもたちの「確かな学力」の向上に努めていきます。</p>
25	<p>「いじめ、不登校や非行等への対応の充実」については、未成年者飲酒禁止法、売春防止法などのように親権者等に罰則の適用があるという考え方も重要。</p>	1	<p>「いじめ、不登校や非行等への対応の充実」については、PTAへの講演会や教職員の研修会において、様々な事例を挙げながら周知を図るとともに、児童・生徒への適切な指導のあり方を研究し、非行等の未然防止に努めています。</p>
26	<p>「いじめ、不登校や非行等への対応の充実」については、出会い系サイト規制法などのように規定する罰則について、児童にも固有の罰則について教えておかないと本人が気づかない場合がある。</p> <p>※出会い系サイト規制法 ＝インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</p>	1	<p>児童・生徒が携帯電話を利用する機会が多くなり、事件に巻き込まれる危険性が高くなっている現状があります。このため、出会い系サイト等インターネットの利用については、各学校で指導するとともに、PTAからの依頼に基づき、まちかど講座として、保護者等を対象とした研修会を実施しています。</p> <p>引き続き、学校での指導や保護者への啓発、教職員の研修の充実に取り組んでいきます。</p>
27	<p>「さがみ風っ子教師塾」の運営にあたっては、教員採用試験は、すべての国民に平等の条件で公開されなければならないという考え方が重要。</p>	1	<p>「さがみ風っ子教師塾」は、さがみはら教育を担う人材の養成を目的にしています。</p> <p>なお、教員採用試験では、すべての受験生について、その能力の実証に基づき採用を決定していきます。</p>
28	<p>司書教諭の配置が全校で義務付けられており、図書整理員は司書又は司書補が望ましい。</p>	1	<p>各学校には、法律に基づき司書教諭を配置し、図書館教育を推進しています。さらに、図書整理員を配置し、環境整備や蔵書管理など学校図書館の充実を図っています。</p>

29	「研修の成果を教育活動に生かそうとする教師の割合」については、教育公務員特例法第21条第1項に「研究と修養に努めなければならない」とあり、努力義務であるため100%の必要がないと考える。	1	学校や教職員の実態をもとに研修の成果を教育活動に生かせるような研修を実施していく必要があると考えています。そのための努力目標として設定しています。
30	「研修に参加した教職員の参加者延べ人数」については、夏休み期間の司書教諭の講習など外部の研修に参加する場合もあるという考え方も重要。	1	教職員が主体的に参加している外部研修も有意義であると考えています。 この成果指標は、教職員にとってより魅力的な内容、参加しやすい研修体制づくりを目指すために設定しています。
31	さがみ風っ子教師塾にインターネットの聴講生がいるが、会場に出席する受講生に比べて臨場感に乏しいと考える。	1	さがみ風っ子教師塾では、講義を欠席した人に対するフォローとして、その内容をインターネットにより提供しています。 なお、聴講生は、指定された講座を、塾生とともに受講することができます。
32	老朽化した校舎の修繕を優先的に行ってほしい。	1	校舎の改修については、教育環境の改善と校舎の耐久性を高めることを目的に計画的に進めています。
33	学校設備の省エネ化と学習環境向上のために、蛍光灯器具をスクール用のHF型器具にし、LED照明も活用してほしい。	1	照明の改修等に当たっては、HF型器具を設置しています。 LED照明については、今後、機器の普及状況、経費や効果などを考慮し、設置を検討していきます。
34	パソコンを保有していない家庭やパソコンに関心のない家庭も多いので、小学生の頃から気軽に触れられる環境を整えるべき。	1	現在、市立小中学校全校に設置したコンピュータ教室で、1人1台のパソコンを使える環境を整えています。 今後は、子どもたちが気軽にパソコンを用いて学習できるように、各教室への設置等について検討を進めていきます。
35	学校トイレの改修については、洗浄水に雨水を利用することも水不足対策のために必要。	1	雨水をトイレの洗浄水に利用することについては、節水の観点から有効であると考えますが、改修費用や維持管理等の課題もあり、今後の取組みの参考にさせていただきます。

36	<p>中学校完全給食実施については、一食300円程度することから、教育の機会均等という考え方も重要。</p>	1	<p>給食に要する費用のうち、食材料費については、保護者に負担いただくことと定められています。</p> <p>なお、本市では、教育の機会均等の観点から、経済的理由でお困りの方に給食費の援助を行っています。</p>
37	<p>情報活用環境及び機器の整備については、インターネット上には神奈川県青少年保護育成条例第23条の2第1項の有害情報が存在するのであり、保護者及び学校に努力義務があるという考え方も重要。</p>	1	<p>児童・生徒が学習でインターネットを利用する場合、フィルタリングソフトを用いて県の青少年保護育成条例に定められている有害情報の閲覧ができないような仕組みを導入しております。</p> <p>また、有害サイト情報等について、各学校を通じて保護者への周知もしており、その充実に努めていきます。</p>
38	<p>情報安全モラル教育の啓発という点で、市内中学校に学校裏サイトがあるとのことだが、中学校では対応が遅れていると考える。</p>	1	<p>本市では、学校裏サイトを専門に検索するサポート事務員を配置し、各学校における学校裏サイトの利用状況確認を実施し、その検索結果を「ネットパトロール便り」として各学校へ配付するとともに、ホームページ上に公開し、市民啓発を行っています。</p> <p>また、PTAからの依頼に基づき、まちかど講座として、保護者等を対象とした研修会を実施しています。</p> <p>引き続き、学校裏サイトに関する情報を提供するとともに、保護者への啓発、教職員の研修の充実等に取り組んでいきます。</p>
39	<p>少年補導員を学校評議員に加えれば、地域での非行の実態を学校で把握できる。</p>	1	<p>学校評議員の皆さまには、地域の声を学校にお寄せいただくとともに、学校教育に対するご支援をいただいています。</p> <p>その構成については、各学校の実情に応じて、様々な立場の方をお願いしているところです。</p>

40	学校図書館図書標準に定める蔵書冊数を満たしていない中学校がある。	1	各学校では、学校図書館図書標準を目標に図書の整備を進めていますが、購入図書の価格に相違があることなどから、蔵書数が目標に達していない学校もあります。 今後も、学校図書の充実に努めていきます。
41	「生きる力」は、〇〇力といった軍사용語のようであり、学校運営力、家庭教育力、地域教育力などと同様にあまり用いてほしくない。	1	「生きる力」とは、「基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」など、変化の激しいこれからの社会を生きるための知・徳・体のバランスのとれた力と認識しています。
42	学校体育や保健指導、食育の推進については、神奈川県青少年保護育成条例、児童虐待の防止等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童福祉法等に定める義務又は努力義務が保護者、教職員、学校、地方公共団体等にあるという考え方も重要。	1	ご意見のとおり、児童・生徒は様々な法や条例等で守られるべきものと考えます。また、教育は学校教育のみで達成されるものではなく、家庭や地域と一体となった取り組みによって健全な子どもたちを育成できるという視点も重要であると考えています。

3 生涯学習・社会教育について

通番	計画（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
43	「施設開放と学社連携の推進」については、テニスコートが市内で不足している事前の予約に加え抽選しているので、学校施設を地域住民に開放してもらいたい。	1	スポーツ施設が不足していることへの対策については、地域・学校・企業・行政が連携し、既存施設の活用などにより、市民がスポーツを身近に、そして継続的に行うことができるような仕組みづくりに努めていく必要があると考えています。

4 4	<p>市民主体の生涯学習、社会教育活動にかかる施策の推進には、公民館職員の専門性が必要。</p> <p>公民館活動推進員は熱心に社会教育について学び、真摯に市民の学びや活動が発展するように支えてくれているが、10年が限度の非常勤職員である。やる気のある非常勤職員に、学習や研修の機会を保証し、社会教育主事の資格を取ってもらい、専門職として、長く勤務してもらいたい。正規職員化する道を作ること、より一層の意欲を持って仕事をし、力量を高め、充実した地域活動の拠点としての公民館活動が生まれると思う。</p> <p>公民館職員の力量によって、公民館で培われてきている事が、左右されてしまう事もある。10年で蓄積される研修の成果や実績をさらに発展させるため推進員を宝として育ててほしい。</p>	1	<p>公民館活動推進員については、生涯学習や公民館活動に理解と熱意を有する方を採用しています。</p> <p>採用後も、公民館活動推進員が市民の学習活動を支援できるよう、社会教育主事による研修などを体系的に実施し、資質の向上や専門的な知識の習得が図られるよう努めています。</p>
4 5	<p>相模原市では野球が盛んであり、野球に力を入れてほしい。</p>	1	<p>市民がいつでも、どこでも、いつまでも様々なスポーツを楽しむ「生涯スポーツ社会の実現」に向け、スポーツの振興を図っています。</p> <p>今後とも、野球を含むスポーツ・レクリエーション活動を支援していきます。</p>
4 6	<p>「全国レベルの競技を観戦することのできる機会の充実等の施策」という表現は、観覧という表現がふさわしい。</p>	1	<p>スポーツにおいて、「観戦」という表現は「試合観戦」など、広く一般的に使用されていることから、「競技を観戦する」という表現を使用しています。</p>
4 7	<p>「指定管理者によるスポーツの普及・啓発」については、相模原市に地方自治法第244条の2第3項の条例がないことから行政の専断であり、地方自治という考え方も重要。</p>	1	<p>本市では多様化する市民ニーズに効果的に対応するため、地方自治法第244条の2や、各スポーツ施設の設置条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入しています。</p>

48	総合型地域スポーツクラブの育成支援については、マンションが増えるたびに施設が混雑するので、マンション内にスポーツクラブが必要。	1	総合型地域スポーツクラブとは、一定の地域の中で住民が主体的に運営するスポーツクラブであり、地域の学校体育施設や民間スポーツ施設等を活用して、多様目・多世代・多目的に活動を行うクラブをいいます。 本市では、公民館区など地域に密着するエリアで総合型地域スポーツクラブが自発的に組織されることを支援していきたいと考えています。
49	他市にはない水準の市立博物館があるが、立地的に足を運びづらい。特別展のある休日を中心に淵野辺駅からシャトルバスを運行してほしい。	1	バス路線があり、また、経費面を考慮すると、シャトルバスの運行は困難であるものと考えています。
50	文化財の保存の推進については、市立図書館に貴重書が保管されていないが、郷土資料が豊富にあるので貴重なものもあると考える。	1	市立図書館では、郷土資料の収集・保存に努めていますが、今後も次世代に継承する貴重な資料の収集・保存を推進していきます。
51	文化財として、尾崎罌堂記念館が指定の候補になると考える。	1	尾崎罌堂記念館は、罌堂の生家そのものではなく跡地に建てられた建物であることから、建物を文化財として指定することは難しいと考えていますが、収集・収集された資料については、文化財としての保存も視野に入れ、調査・研究を進めていきます。
52	文化財として、橋本2丁目交差点北西の遺跡も価値があるものだと考える。	1	橋本7丁目から元橋本にかけては、旧石器や縄文時代などの遺跡が広がっています。 今後も調査・研究を進め、文化財の保存に取り組んでいきます。
53	相模田名民家資料室も生涯学習施設として紹介する価値がある。	1	相模田名民家資料館では、郷土の歴史を知る上で貴重な民俗資料の展示や年中行事が行われており、今後も、連携を深め、文化財めぐりをはじめ、市民協働による学習機会の充実を図っていきます。

5 4	文化財として、鹿沼公園の D 5 2 蒸気機関車は全国に 7 両あるうちの 1 両であり、市で指定又は登録してほしい。	1	D 5 2 蒸気機関車は貴重な鉄道遺産であると考えていますが、地域の歴史を語る文化財としての指定にはなじまないものと考えます。
5 5	文化財として、西門商店街の「呼ぶ赤い手・青い手」も保存の価値があると考えます。	1	芸術家岡本太郎作の同作品は、芸術的価値は高いものであると考えていますが、歴史上又は学術上の調査・研究の評価による文化財としては、なじまないものと考えます。
5 6	市が博物館資料として購入した川舟が屋外に置かれていた件については、職員に賠償責任があると考えます。	1	川舟については、学習用の教材として貸し出したものです。 今後は、学習利用に供する資料について、適正な管理に努めていきます。
5 7	文化財として、中村家住宅とともに寄贈を受けた長屋門も保存の必要があると考えます。	1	長屋門は、中村家住宅主屋と関連する貴重な建造物であるため、保存と活用を進めていきます。
5 8	議論の中で、「学校と地域を結びつける接着剂的な人材が必要」とあったが、接着剂的な人材として公民館活動推進員が担って、協働事業を進めている例もある。その中では、実にスムーズに地域と学校を結びつけている。 推進員の専門性を高め、正規職員化することによって、接着剂的な人材を相模原全域に作っていくことが可能になる。	1	ご意見をいただきました内容は、常勤・非常勤にかかわらず公民館職員の職責として果たさなければならぬものと理解しています。 主体性を持った市民が地域の核として活躍できる支援について、引き続き、公民館や総合学習センター等が積極的に推進するよう努めていきます。 また、「学校と地域を結びつける人材」として、学校と地域の関係がより深まるようコーディネーターを配置することを検討していきます。
5 9	相模原市子ども読書活動推進計画が本年度で期間が終了するので新たに策定が必要だと考える。	1	「相模原市子ども読書活動推進計画」については、平成 22 年度に改訂する予定です。

4 家庭・地域の教育について

通番	計画（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
60	大人の世代、特に定年を迎え地域で過ごす時間が増えている団塊の世代以上のマナーがひどい。まずはこの世代のマナーの悪さを改善すべき。	1	地域教育力の向上のためには、地域活動の活性化を図り、連帯感を醸成していくことが重要と考えております。地域の大人と子どもが一緒になって活動することは、それぞれが自らのマナーについて考える貴重な機会になるものと考えています。

5 その他

通番	計画（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
61	小中一貫教育研究校・モデル校委託事業、地域子育て支援事業委託は、委託というからには公の施設の管理委託者という意味になり、現行の地方自治法では指定管理者に該当すると考える。	1	「委託」とは、教育委員会等が行う事業の一部を他の機関等に依頼して行わせる、という意味で使用しています。
62	マンションが増えるたびに保育所が足りなくなるので、マンション内に保育所を設けるという考え方も重要。	1	<p>本市の保育所に関する施策は、主に現在策定中の「相模原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき実施していきます。</p> <p>ご意見にあります要保育児童が増加している原因の一つに駅周辺の地域を中心としたマンション建設による子育て世代の流入が考えられます。このため、今後大規模住宅開発により、近隣の保育需要の増加が見込まれる場合は、計画段階で開発業者に保育施設の設置を働きかけるよう検討していきます。</p>

～「人が財産（たから）」さがみはら教育プラン～

ダイジェスト版

策定の趣旨

近年、少子・高齢社会の進行や国際化、情報化の進展、産業・就業構造の変容などに伴い、人々の生活様式や価値観などがますます多様化・高度化・複雑化していくものと予測されております。国においては、社会の変化や人々の学校教育に対する期待、生涯学習ニーズの多様化などを背景に、教育基本法をはじめ、学校教育や社会教育の関連法改正など、改革が進められています。

本市においても、急速な社会の変化に伴い、社会性や規範意識の低下への危惧、学力や学習意欲をめぐる問題、不登校やいじめ、家庭や地域の教育力をめぐる問題など解決すべき課題は山積しております。

このため、知・徳・体の調和のとれた人間を育む教育を推進し、市民の自主的な学びと家庭及び地域の教育力の向上を支援していく施策を展開していく必要があります。

この計画は、今まで長い間培われてきた「さがみはら教育」と基本理念である「人が財産（たから）」を継承するとともに、その更なる充実と発展に向けて、本市教育行政の基本目標や基本方針等を明らかにし、計画的で効果的な施策や事業展開を図っていくために策定するものです。

計画の位置付け

<計画体系図>

新・相模原市総合計画（H22～31）

相模原市教育振興計画（H22～31）

○新・相模原市総合計画における部門別計画

○教育部門の中心的な計画

○計画期間は、平成22年度から31年度（10年間）

さがみはら 未来をひらく 学びプラン

相模原市支援教育推進プラン

相模原市スポーツ振興計画

相模原市図書館基本計画

博物館ネットワーク計画

※相模原市次世代育成支援行動計画
幼稚園教育振興プログラム 等との連携

基本理念：人が財産（たから）

めざす人間像

家族や郷土を愛し 広く世界に目を向け 自ら学び 心豊かに生きる人

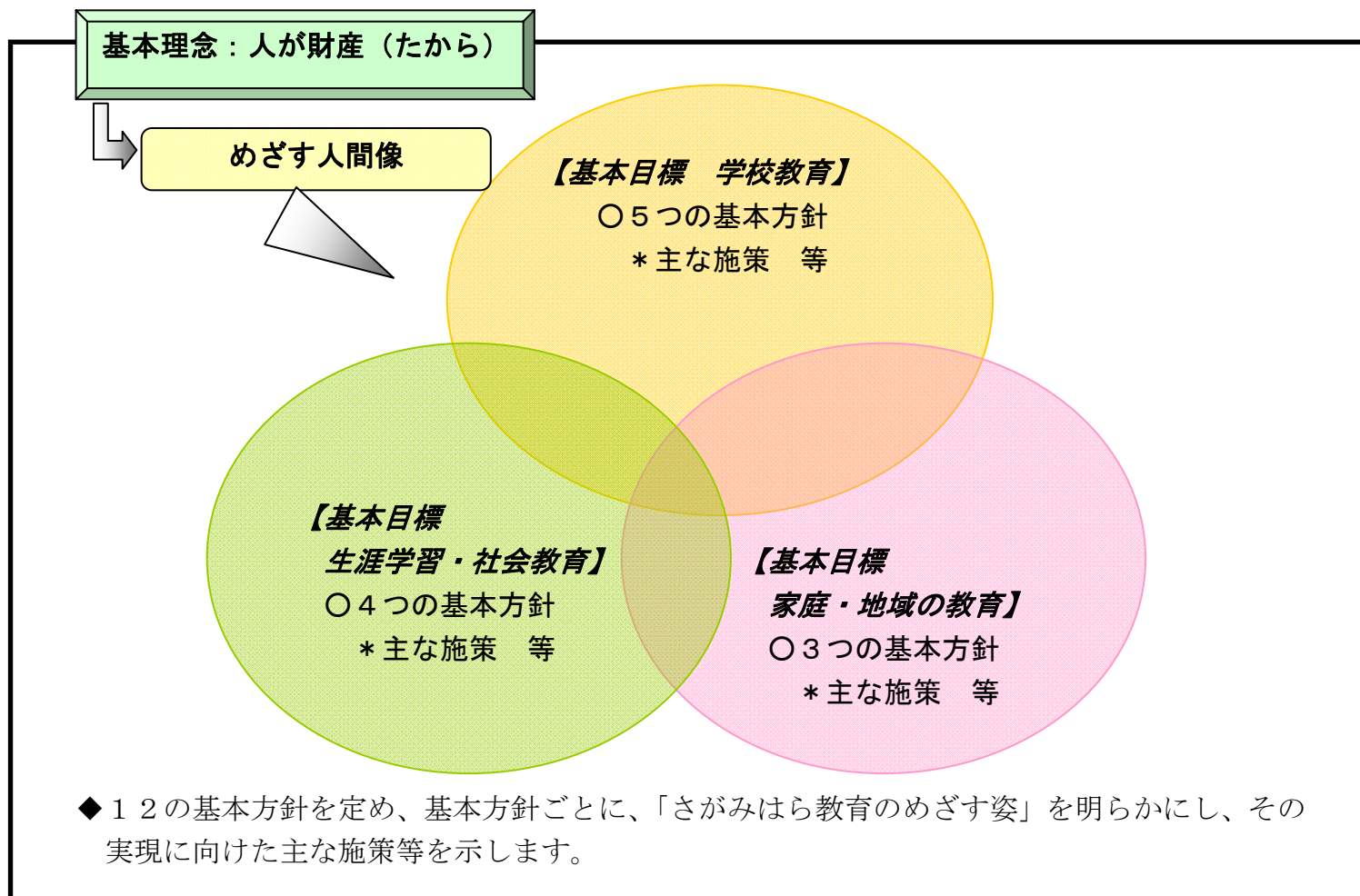
長い間培われてきた「さがみはら教育」における「人が財産（たから）」の理念を継承し、本市教育のめざす人間像を定めます。

基本目標

- 広く世界に目を向け、自ら学び、ともに心豊かにたくましく生きる子どもを育成します
- 市民が生涯にわたり学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します
- 家族や郷土を愛し、ともに心豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます

めざす人間像を実現するために、3つの基本目標を定めます。

(イメージ図)



基本方針1 社会の変化を踏まえ、生きる力を育む学校教育を推進します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *子どもたちは、「よりよく生きたい」との意欲を持ちながら、夢や希望に満ちた学校生活を送っています。
- *子どもたちには、「もっと学びたい」、「もっと知りたい」という気持ちが溢れています。

(主な施策)

- 幼稚園教育の促進 ○就学前教育と小学校の連携 ○少人数指導・少人数学級等の推進
- 確かな学力の向上への取組み ○子どもを主体にした教育活動の推進 ○情報教育の推進 ○体験学習の推進
- 体系的なキャリア教育の充実 ○学校体育や保健指導、食育の推進 ○伝統文化の学習・継承の推進
- 郷土を学ぶ活動の推進 ○国際教育の推進 ○人権教育の推進 ○児童・生徒指導の充実
- 学びの連続性を大切にした教育の推進

基本方針2 支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組みを充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *子どもたちはみんな、楽しく、いきいきと学んでいます。

(主な施策)

- 統合保育の促進 ○校内支援体制の構築 ○地域、専門機関等との連携の推進 ○外国人の子ども等への対応の充実
- 教職員研修の充実 ○青少年・教育相談の充実 ○相談指導教室の充実
- 支援を必要とする子どもの安全への取組みの充実 ○いじめ、不登校や非行等への対応の充実
- 不登校児童・生徒等に対する通学区域の弾力化等の研究 ○学校間の交流・連携の推進

基本方針3 学校教育の充実に向けた人材の確保と育成を進めます。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *優れた資質を持った教職員が、子どもたちを育んでいます。
- *教職員は、保護者や市民から信頼されています。

(主な施策)

- 人材確保・育成の推進 ○教職員研究・研修の充実 ○校内研究・研修の充実 ○授業支援のための人員の配置
- 学校や教職員への支援の充実 ○地域人材活用の推進

基本方針4 子どもの学びを支える学校教育環境を整備・充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *子どもたちは、快適な学校でのびのびと学び、運動しています。
- *安全で安心な給食を食べ、子どもたちは健やかに成長しています。
- *子どもたちは、充実した教育環境のなかで、豊かな体験学習をしています。

(主な施策)

- 安全で快適な施設・設備の整備 ○多様な教育への対応 ○子どもの安全対策の充実
- 情報活用環境及び機器の整備 ○学校給食の充実 ○体験学習施設の整備・充実 ○学校の通学区域等の検討

基本方針5 地域に根ざした特色ある学校運営をめざします。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *学校と家庭、地域が一体となった教育活動が展開されています。

(主な施策)

- 開かれた学校づくりの推進 ○学校評価の推進 ○地域教育資源の活用 ○施設開放と学社連携の推進
- 学校運営の弾力化等の研究

基本方針6 多様化する学習ニーズに対応した生涯学習・社会教育の機会や施設を充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *市民は、いつでもどこでも、学びたいことを学んでいます。
- *市民は、いきいきと学び、心豊かに毎日を送っています。

(主な施策)

- 多様な学習ニーズへの対応 ○人権、国際理解、平和に関する学習機会の充実
- 施設の特徴を生かした学習機会づくり ○生涯学習・社会教育関連施設の計画的な整備
- 企業・学校等の施設活用の促進 ○市民主体の施設運営の推進
- 生涯学習・社会教育関連施設等のネットワーク化の推進

基本方針7 市民主体の生涯学習・社会教育活動を支援します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *市民が、学んだことを教えあっています。
- *市民は、学びをとおして特色ある地域づくりを進めています。

(主な施策)

- 相談体制の拡充 ○体験・交流活動の促進 ○循環型の学習活動の仕組みづくり ○多様な機関との連携
- 学習成果の活用の仕組みづくり ○指導者等の養成 ○地域の学習支援ネットワークの形成
- 市民と行政による協働事業の推進

基本方針8 スポーツ・レクリエーション活動を支援し、施設を充実します。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *スポーツに親しむ環境が整備されています。
- *市民がスポーツを定期的に楽しんでいます。

(主な施策)

- 市民のスポーツ・レクリエーション機会の充実 ○総合型地域スポーツクラブの育成支援
- 健康づくり活動等との連携 ○スポーツ活動団体等への支援 ○指導者の派遣の充実
- スポーツ活動・施設の広報活動の充実 ○既存施設の活用 ○スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

基本方針9 市民との協働による文化財の保存と活用を進めます。

(さがみはら教育のめざす姿)

- *市民は文化財に親しみ、文化財を生活に生かしています。

(主な施策)

- 文化財の保存の推進 ○民俗芸能の継承者の育成 ○文化財の調査研究と情報発信の充実
- 学習機会の充実 ○博物館ネットワークの構築 ○文化財関連施設の整備・充実

家庭・地域の教育

基本方針10 子どもの健やかな成長を支える家庭教育力の向上を促進します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*市民は、子育てについて学び、交流しています。

(主な施策)

- 親子のふれあいの充実
- 学習機会や情報提供の充実
- 相談体制の充実
- 子育て支援の充実
- 地域に開かれた幼稚園づくりの促進
- 家庭教育や子育てへの支援

基本方針11 地域全体で子どもを見守り、育てる活動を支援します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*市民には「地域で子どもを育てる」という意識が根付いています。

(主な施策)

- 地域力の活用
- 子どもの居場所づくりの充実
- 指導者等の養成
- 青少年活動の推進

基本方針12 郷土を学び、郷土に親しむ活動を促進します。

(さがみはら教育のめざす姿)

*市民は、郷土相模原の歴史や文化に親しんでいます。

(主な施策)

- 体験・学習機会の充実
- 地域文化の振興
- 情報発信の充実

重点プロジェクト

◆この計画期間では、次の取組みを重点的に進めます。
(「新・相模原市総合計画」でも同様に位置付け。)

小・中学校連携事業

児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、不登校など今日的な教育課題を解決するため、連携教育を推進します。

体験学習推進事業

「相模川自然の村野外体験教室」や「ふるさと自然体験教室」における活動を推進し、児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育成します。

学校と地域の協働推進事業

学校、家庭、地域が連携し、学校教育と社会教育がそれぞれの機能を生かしながら協働する地域社会の形成を図るとともに、人間性豊かな子どもの育成を進めます。

中学校完全給食推進事業

中学校で完全給食を実施し、成長期にある生徒の心身の健康の保持増進と望ましい食習慣の形成を図ります。

スポーツ振興によるまちづくり事業

スポーツの拠点づくりを進めるとともに、企業スポーツやスポーツ団体、トップアスリートの育成支援など、スポーツの持つ力をまちづくりに生かします。

評価と進行管理

この計画を着実に推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定により、教育委員会が毎年行う、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価などを通して、多角的な視点から評価と進行管理を実施していきます。

なお、今後、社会経済情勢、教育を取り巻く環境の変化等に伴い、必要に応じて、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■資料■

①相模原市の人口（平成21年5月1日現在）

711,459人（男：359,977人 女：351,482）

②相模原市の園児・児童・生徒数（市立・平成21年5月1日現在）

56,955人（園児：188人 児童：38,477人 生徒：18,290人）

③相模原市の教育施設（平成21年4月1日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育 学 校	特別支援 学 校	大 学・ 短期大学
53	75	40	20	1	2	9
公民館	博物館	図書館	※学校数は、私立学校等を含む。			
32	1	3				

相 模 原 市 教 育 振 興 計 画 ～「人が財産（たから）」さがみはら教育プラン～ ダ イ ジ ェ ス ト 版

発行日：平成22年3月

発 行：相模原市教育委員会

〒229-8611

相模原市中央2丁目11番15号

電 話 042-754-1111

編 集：相模原市教育委員会教育局 教育総務室